

「ICT活用の手引」

～福岡県立光陵高等学校～

令和4年12月20日 第1版

この手引は、生徒の学びの質の向上に向けた、ICT（1人1台タブレット型端末）の活用にあたって、端末の管理・使用上のルールや注意点を、生徒や保護者等の皆さまと共有することで、効果的なICT活用の推進を図るものです。

本手引をお読みいただき、本校の取組への御理解と御協力をお願いいたします。

「1人1台タブレット型端末」（生徒用）の活用にあたって（概要）

1人1台タブレット型端末について

- 1 1人1台タブレット型端末は、校内及び自宅での学習活動に用いる情報機器であり、学習活動以外の目的で使用することはできません。
- 2 この端末は福岡県から生徒一人ひとりに貸与されたもので、それぞれの端末が誰に貸与されたものであるかは番号で管理されています。
- 3 別紙「端末借用申請書」「1人1台タブレット型端末の貸出に関する留意事項」を生徒・保護者等連署の上、提出してください。なお、貸与された端末は、新年度毎に新クラスで状況の確認を行い、卒業時に返却してもらいます。
- 4 誤った使い方等による故障・破損は保証の対象外となり、使用者の有償修理となります。
- 5 この端末は県のサーバーにアクセスログが残り、通信状況が確認できるため、不正アクセス等には厳正に対処します。

禁止事項

- 1 自分のIDを他人に利用させてはいけません。
- 2 自分のパスワードを他人に教えてはいけません。
- 3 端末は借用期間中は自分専用となり、責任を持って自分で管理しなければなりません。自分の端末を他人に利用させてはいけません。
- 4 他人の端末に本人の許可なく触れてはいけません。
- 5 他人や他人の所有物を無断で撮影してはいけません。
- 6 他人の画像・音声・動画は、本人の了承を得ずに撮影・保存・送信・公開してはいけません。また、名前・住所・電話番号などの個人情報（自分のものも含め）は、たとえ本人が了承したとしても送信・公開してはいけません。
- 7 クラウドサービス（Google Workspace for Education、Office365等）上のデータ（学習活動・部活動等に関すること、写真等）を許可なくSNS等に投稿してはいけません。

注意事項

- 1 端末は各教室の施錠された保管庫内の所定の場所で管理します。教職員の指示により生徒が家庭に持ち帰った際には、翌登校日に必ず学校に持参してください。
- 2 端末の充電は基本的に学校の保管庫内で行います。ただし、家庭に持ち帰った際には必ず正規の付属品を用いて充電してください。
- 3 受信した電子メールやチャットなどのコミュニケーションツールについて、不審なものが届いたときは、開かずに速やかに教職員に報告してください。
- 4 端末が動かない、勝手に操作されている、いつもの画面と異なるといった症状がある場合は、速やかに教職員に報告してください。
- 5 端末の故障、紛失・盗難等が発生した場合は、速やかに教職員に報告してください。
- 6 借用期間終了までに、端末は学校に返却してください。

I 1人1台タブレット型端末使用ルール

- ① 1人1台タブレット型端末は各教室の施錠された保管庫内の所定の場所で管理してください。教職員の指示により家庭に持ち帰った際には、翌登校日に必ず学校に持参してください。充電は基本的に学校の保管庫内で行います。ただし、家庭に持ち帰った際には必ず正規の付属品を用いて充電してください。
- ② 1人1台タブレット型端末は学習のツールです。学習活動に関係のない情報にアクセスしないよう、自らの行動をコントロールしてください。
- ③ パスワードを他人に教えることは厳禁です。ただし、家庭では保護者の管理下で使用することになりますので、IDとパスワードを保護者の方に知らせておいてください。また、県のサーバーにアクセスログが残りますので、他人のIDでログインした場合、使用者を特定することができます。学校として、情報セキュリティの観点から不正アクセスは厳格に対応します。
- ④ 他の生徒を撮影した写真・動画・音声データを、本人の了承を得ずに撮影・保存・送信・公開してはなりません。また、名前・住所・電話番号などの個人情報(自分のものも含め)は、たとえ本人が了承したとしても送信・公開してはなりません。
- ⑤ 1人1台タブレット型端末の貸し借りはしないでください。また、無断で他人の端末に触れてはいけません。同時に自己管理・自己防衛にも努めてください。家庭に忘れた場合は、始業前に職員室に申し出てください。
- ⑥ インストール済のアプリ・拡張機能は削除しないでください。授業に支障が出ます。また、興味本位で学校が許可していないアプリ・拡張機能等のインストールを禁じます。これらの行為は学校全体のネットワークに支障をきたす可能性があります。
- ⑦ ログイン時に使用するIDを使って電子メールサービスであるGmailを利用することができます。GmailにはClassroomから、授業や課題に関する重要な連絡が入ります。ただし、Gmailは校内における学習活動のみに使用し、友人間の連絡など個人的な目的では使わないようにしてください。もし、自他を問わず誹謗中傷等やネット上の差別情報等、不審なものが届いたときは、速やかに教職員に報告してください。
- ⑧ 著作物の無断使用による「著作権の侵害」、違法アップロード・ダウンロードによる「複製権の侵害」、無断で他者の写真を公開するなどの「肖像権の侵害」等、これらの違法行為につながるような使い方をしないよう、法律の遵守を心がけてください。

2 アカウント取り扱いルール

① Google のアカウントについて

使用するアカウント [bk×××@gs.seito-fku.ed.jp] から福岡県立光陵高等学校の生徒であることが容易に推測でき、個人の特定へとつながります。そのため、このアカウントの教育目的外での使用は一切禁止します。ネットショッピングやオンラインゲーム、アカウント作成に使ってはいけません。スマートフォンや自宅のパソコンなどからこれらのサービスを利用する際にも、このアカウント(メールアドレス)を使用しないでください。

② パスワードについて

パスワードは変更できません。

授業に支障が出ますので、忘れないようにしましょう。パスワードを書いて端末に貼り付けをする等はしないでください。

【パスワードを忘れたときは】

万が一忘れてしまった場合は、ネットワーク管理者(情報科担当)に申し出てください。パスワードを再度通知します。

【パスワードは他人に教えない】

「総合的な探究の時間」などで班ごとに作業する場合、1台の端末を一緒に使用する場面があるかもしれません。その際にもパスワードを他人に教えてはいけません。また、他人がパスワードを入力している際は、視線を外すのがマナーです。

3 アプリの使用に関するルール

① Classroom について

ストリームでの投稿やコメントのやり取りは、授業中など許可された場合のみ行えます。また授業担当の先生に質問する際には、Classroom の限定公開コメント等を使ってやり取りすることとします。Gmail を使って個人的にやり取りすることはトラブルの原因となりますのでやめてください。

② GoogleDrive やデータの共有について

学習活動に使用するデータに共有設定を行い共同作業することができます。ただし、生徒間で学習活動に使用するデータを共有する場合は、作業グループの班長がデータを作成し、必要メンバーと「学年アカウント」を共有に加えることが必要です。

③ meet の使用について

自宅待機などの状況になったときは、meet を使用して授業配信や面談を行う可能性があります。あなたの部屋の様子や家族の声などがカメラやマイクを通して配信されることとなりますから、周囲の様子を事前に確認しておきましょう。

④ その他のアプリについて

カメラアプリの使用は人間関係のトラブルの原因となりえますので、使用する際は教職員に相談してください。1人1台タブレット型端末は学習活動のためのものです。他のアプリや拡張機能に関しても、学習に必要なものを適切に使用してください。

4 **その他のルール**

① 1人1台タブレット型端末以外での使用

Google Workspace for Education はアカウントさえあれば WindowsPC、MacPC、iPad、iPhone、Android などの端末でもブラウザの Chrome を使用して、データにアクセスしたり、課題に取り組んだりすることができます。その際も、前述のルールを遵守するようにしてください。

② 故障した場合

故障した場合は、1人1台タブレット型端末をネットワーク管理者(情報科担当)に届け、その内容を伝えてください。なお、端末は乱暴な使い方をすれば壊れます。さらに、防水機能もありませんので、カバンの中が濡れてしまうことで壊れることもあります。誤った使い方等による故障・破損は保証の対象外となり、使用者の有償修理となります。

③ 自宅での使用

自宅では使用する時間帯や場所を決め、保護者の指導の下で使用するようにしてください。学習時間の確保に支障をきたすことのないように注意しましょう。充電は基本的に学校の保管庫内で行います。ただし、家庭に持ち帰った際には必ず正規の付属品を用いて充電してください。正規以外のものを使用した場合、端末が破損することがあります。また、自宅に Wi-Fi 環境がない、パソコン・スマートフォンがない、もしくはそれらが故障している場合は、パソコン教室の PC を利用してください。

④ 健康面への配慮

端末を使用する時間帯は、午前6時から午後11時までとし、深夜の使用は禁止します。端末を使用する際は良い姿勢を保ち、目と端末画面を30cm以上離してください。また、長時間継続して画面を見ないよう、30分に1回は20秒以上画面から目を離し、遠くを見るなどして目を休めてください。

⑤ 印刷について

学校で印刷が必要となる場合は、パソコン教室の PC を利用してください。自宅で印刷が必要となる場合は USB ケーブルや無線 LAN を利用して設定してください。設定に関しては、学校がサポートすることはできません。

⑥ 学校や自宅外での利用について

オフライン編集機能を使用すれば、無線 LAN が使用できない場所でも、ドキュメントの編集などが可能です。場所によっては FreeWi-Fi が使用できますが、一般にセキュリティ対策が十分になされていません。特にパスワードを使用せずに接続できるような FreeWi-Fi は絶対に使用しないでください。

⑦ 授業アンケートについて

本校では、教育への ICT 活用の効果を検証するために、生徒の皆さんに対して授業アンケートを実施します。

1人1台タブレット型端末の貸出に関する留意事項

- 1 1人1台タブレット型端末（以下、端末と表記）は、校内及び自宅での学習活動に用いる情報機器であり、学習活動以外の目的で使用することはできません。
- 2 この端末は福岡県から生徒一人ひとりに貸与されたもので、それぞれの端末が誰に貸与されたものであるかは番号で管理されています。
- 3 別紙「端末借用申請書」及び本「1人1台タブレット型端末の貸出に関する留意事項」（保護者等による記入が必要）に必要な事項を記入の上、提出してください。
- 4 端末を自宅に持ち帰った際は、保護者の管理のもと、使用時間・内容に制限を設ける等、健全に利用してください。
- 5 許可なくアプリケーションをインストールすること及び本体の設定を変更することは禁止します。
- 6 端末を駅や店舗等の公衆無線 LAN（無料 Wi-Fi スポット等）に接続することは禁止します。
- 7 写真や動画等の個人情報の保存は禁止します。
- 8 落下等による衝撃や保管場所の温度等に気を付けて丁寧に扱ってください。
- 9 機器の故障や破損、紛失又は盗難等が発生した場合は、速やかに本校担当教員（情報科担当教員もしくは担任）に連絡してください。
- 10 9の場合、生徒の故意又は生徒の過失によると認められた時は、保護者等に補償を請求することになります。

別紙「ICT活用の手引」及び上記の事項について承諾いたします

() 年 () 組 () 番 生徒氏名 ()

保護者等氏名

(自署)